

# 平成28年度から軽自動車税の税率が変更されます

税制改正に伴い、平成28年度から軽自動車税の税率(年額)が変更されます。

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

## 原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

取得年月日にかかわらず、平成28年4月1日から新税率が適用されます。

車種	種別	税額(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(排気量50cc以下)	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	排気量125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	ボートトレーラー		
	フルトレーラー		
二輪の小型自動車	排気量250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円

## 軽四輪などの車両

新規登録をした年月日(初めて車両番号の指定を受けた年月日で、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」のこと)によって、適用される税率が異なります。

- ①平成27年3月31日までに新規登録した車両  
→登録後13年を超えるまで現行税率のままです。
- ②平成27年4月1日以後に新規登録した車両  
→新税率が適用されます。
- ③新規登録した年月から13年経過した車両(電気自動車等を除く)  
→平成28年度から経年車重課の税率が適用されます。



車種		税額(年額)		
		① 平成27年3月31日までに 新規登録した車両 (現行税率)	② 平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 (新税率)	③ 新規登録後 13年を超える車両 (経年車重課)
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

# 三輪以上の軽自動車にグリーン化特例が適用されます

環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽課税率（グリーン化特例）が適用されることとなりました。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車は、平成28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課税率）を適用します。対象となるのは次の条件を満たすものです。

## (1) 75%軽減

電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

## (2) 50%軽減 ※ガソリンを内燃機関とする軽自動車に限る

乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃料費基準+20%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃料費基準+35%達成車

## (3) 25%軽減 ※ガソリンを内燃機関とする軽自動車に限る

乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃料費基準達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃料費基準+15%達成車

※各燃料費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

市が、自動車検査証に基づいて軽自動車税を軽減しますので、手続きは不要です。



## 転入や転出される人へ 軽自動車の 手続きもお忘れなく

### ●米原市ナンバーの車両

市役所各庁舎窓口で、登録や廃車の手続きをしてください。

### ●滋賀ナンバーの車両

お住まいの軽自動車検査協会または運輸支局で手続きをしてください。

## 3月下旬は 申請窓口が混雑します!

平日お越しいただくのが難しい人は、休日窓口(18ページ)や、木曜日の時間外窓口(21ページ)をご利用ください。



手続きは  
お早めに!

## バイク・農耕作業車・軽自動車の 名義変更・廃車手続きは3月中に!

軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン・フォークリフト等)、四輪の軽自動車などを所有している人に課税されます。

次のような場合は、**名義変更**や**廃車手続き**をしていないと、軽自動車税がかかります。

- ・他人へ譲った
- ・故障などで廃棄した
- ・盗難に遭った
- ・所有者が亡くなったなど

## 名義変更・廃車手続き申請窓口

車両によって窓口が違います。

必要書類等は、それぞれ電話等でお問い合わせください。

- 原動機付自転車、小型特殊自動車(米原市ナンバーまたは旧町のナンバーの車両)

市役所税務課(☎52-1556 FAX 52-8730)または各庁舎窓口へ

- 軽自動車(滋賀ナンバーの軽三・軽四輪)

軽自動車検査協会(☎050-3816-1843)へ

協会ウェブサイト URL <http://www.keikenkyo.or.jp>

- 125ccを超える二輪車

滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)へ